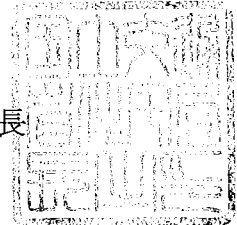


国住指第 1617 号

平成 29 年 7 月 31 日

(一社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省 住宅局長



建築物防災週間（平成 29 年度秋季）の実施について

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成 29 年度秋季における建築物防災週間の実施につきまして、別添のとおり国土交通省及び特定行政庁において実施することといたしましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国住指第 1616 号
平成 29 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長
(公印省略)

建築物防災週間における防災対策の推進について (平成 29 年度秋季)

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、平成 29 年度秋季における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成 29 年 8 月 30 日 (水) から 9 月 5 日 (火) まで

2. 建築物防災週間での取り組み

(1) 広告板の落下防止対策の調査及び是正指導の徹底

広告板の落下防止対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合の是正指導をお願いしてきたところですが、報告や是正の進捗が芳しくない状況にあります。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して必ず電話連絡、アンケートや文書の発出、防災査察等の機会を捉えて報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第 9 条及び第 10 条の勧告、命令等による厳格な是正指導を徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物について

は、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第 18 条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

なお、既存建築物における外壁材の落下防止対策については、建築防災週間の機会を捉まえて定期的に実態調査を行ってきたところですが、一定の成果が見られることから、今後は建築物防災週間における調査対象から除外することとします。ただし、報告や対策が適切に行われていない建築物等については、引き続き、対策の徹底をお願いします。

(2) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、上記(1)の調査において未報告、未対応の建築物や、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

(3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への建築物防災週間の理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

(4) その他関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

3. 最近の防災・安全確保に関する取り組み

(1) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

耐震改修促進法に基づき、耐震診断を実施し、倒壊の危険性が高いとされた建築物の所有者等に対しては、耐震改修の実施に向けたきめ細かな対応や必要な指導・指示を行うよう努めてください。また、耐震診断結果の公表にあたっては、引き続き公平性の確保や、地域における建築物の個別の状況、営業上の競争環境等にも十分配慮し、公表内容の更新など丁寧な運用を行うよう努めてください。

熊本地震や鳥取県中部地震などの状況を見ても、大規模地震発生時における人的・経済的被害の軽減を図るためには、住宅・建築物の耐震化を一層促進することが大変重要です。このため、平成 28 年度第 2 次補正予算では、地方公共団体が戸別訪問を行い積極的な普及啓発を行う場合、住宅の耐震改修費補助を加算することができる制度拡充を行いました。また、平成 29 年度予算には、地震発生後

も機能継続が求められる防災拠点について、耐震改修等に係る補助対象限度額を拡充するなど、地震対策に対する支援強化を盛り込んでいますので、これらの制度を積極的に活用し、住宅・建築物の耐震化及び災害時の利用者の安全確保に努めて下さい。

また、熊本地震では、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された平成 12 年以前に建築されたものについても倒壊等の被害が見られました。このような被害を踏まえ、国土交通省の依頼により、耐震改修促進法に基づく指定耐震改修支援センターである（一財）日本建築防災協会において、既存の木造住宅のうち平成 12 年以前のものを中心に、耐震性を効率的に確認する方法が作成され、本年 5 月に「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」として同協会ホームページにおいて公開されましたので、お知らせいたします。建物の所有者等が耐震性の検証に活用できるよう、本検証法を広く周知してください。

（２）建築物が密集する地域における防火改修の促進について

平成 28 年 12 月に新潟県糸魚川市で発生した火災では、飛び火による大規模な延焼拡大が確認されたところですが、国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所で調査を行ったところ、飛び火による被害を受けた建築物のほぼ全てが、昭和初期以前に建てられたものであったことが明らかとなりました※¹。昭和初期の段階では、建築物の外壁に防火構造を要求する規制が存在せず、かつ、屋根瓦についても寸法の不揃いなどから隙間を生じているものが多いなど、これらの建築物は、防火上の性能が低い状態のまま利用されてきたものであったと考えられます。

今般、両研究所においては、火の粉に対する屋根の抵抗性能を確かめる実験や、火災前の市街地モデルと仮想的に外壁や屋根の性能を強化した市街地モデルを比較し、延焼に対する抵抗性能の違いを確かめるためのシミュレーションを実施し、準防火地域に本来期待される性能が確保されるような建替えや防火改修が進んでいる場合には、火災による被害が小さくなる可能性が示唆されたところ※¹。

こうした火災の実例や調査研究の成果を踏まえて、防火対策が講じられていない建築物が密集する地域においては、その実情に応じた建替えや防火改修を促進するようお願いいたします。

なお、このような防火対策を講じる場合、防災・安全交付金等によって国費を活用した補助事業を実施することもできますので、積極的な防火対策の推進に努めてください。

※ 1・・・詳細については、国土交通省 HP をご確認ください。

<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0980pdf/ks0980.pdf>

(3) 大規模倉庫火災を踏まえた対策について

平成 29 年 2 月に埼玉県三芳町で発生した火災では、大規模な倉庫において延焼拡大し、消火活動に長時間を要したことから、国土交通省においては、消防庁と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行いました。同検討会においては 6 月 30 日に報告書を取りまとめ、大規模倉庫を対象とした、初期火災の拡大防止を図るための方策や、より効率的な消火活動を実施するための方策について提言がなされたところです※²。

国土交通省においては、提言を踏まえて、今後、防火シャッターの確実な作動に関する対策を講じる予定です。詳細が決まった段階で、改めてお知らせいたします。

※ 2・・・詳細については、消防庁 HP をご確認ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/miyoshimachi_souko_kasai/houkoku/houkokusyo.pdf

(4) 既設エレベーターの安全対策の促進について

平成 21 年 9 月 28 日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置等の安全対策が義務付けられていますが、既設エレベーターについても安全確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要があります。「エレベーターの安全確保の徹底について(平成 28 年 9 月 1 日付け国住指第 1934 号)」では、戸開走行保護装置の設置促進を行うよう、所有者等への意識啓発、戸開走行保護装置のマーク表示制度の活用、補助制度の活用等積極的な取り組みを行うよう改めて通知しました。

特に、戸開走行保護装置等の設置促進には、地方公共団体における補助制度の整備・充実が不可欠ですので、未だ整備していない都道府県又は市区町村においては、速やかに制度の整備を進めてください。また、建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査・報告制度によって、戸開走行保護装置等の設置状況を把握、分析する等、設置促進の必要性を認識した上で、地域に応じた促進策を講じてください。

(5) 遊戯施設の安全確保の促進について

遊戯施設については、近年の多様な遊戯施設の開発等により、通常の走行時にも非常に大きな加速度が生ずるものによる事故が発生している状況を鑑み、遊戯施設の身体保持装置に係る基準(平成 12 年建設省告示第 1426 号)の全部を改正し、平成 29 年 3 月 29 日に公布、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしていることから、今後の運用について留意願います。

また、昨年度、熊本県内コースターにおいて乗客が車両から外に出した手を構造物に強打した事故が発生していることから、遊戯施設の所有者に対し、乗客が他の構造物に触れる危険がある場合には、

乗客への事前アナウンス等を徹底するよう指導する等、安全確保の促進に取り組んでください。

(6) 既存建築物等に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

建築物等の所有者等に対し、建築物等の適正な維持保全及び定期報告制度の重要性について広く周知するとともに、同制度の適正な運用に努めてください。

また、定期報告の対象となっている建築物等のうち、報告がなされていないものの所有者等に対しては、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面により実施するなどにより報告の督促、指導等に努めてください。特に不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等を実施してください。

また、昇降機については、平成 28 年 2 月に所有者・管理者が昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項等を取りまとめ「「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について（平成 28 年 2 月 19 日付け国住指第 3984 号）」において通知し、これらの活用についても、平成 29 年 5 月から 7 月にかけて各地方で説明会を開催しておりますので、積極的な活用を働きかけください。

(7) 民間建築物における吹付けアスベストの調査、除去等の推進について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態を的確に把握するため、「民間建築物における今後のアスベスト対策について（平成 29 年 6 月 22 日付け国住指第 810 号）」を踏まえて、アスベスト調査台帳の整備を推進してください。台帳の整備に当たっては、延べ面積が 1,000 ㎡以下の小規模民間建築物についても、対象となる建築物の優先順位を定めた上で、積極的に把握を進めてください。なお、アスベスト改修事業による台帳整備に関する経費に対する補助は、平成 29 年度末までに着手したものを対象としていることを踏まえて、早期に整備を行うようお願いいたします。

また、吹付アスベストの除去等の対策を推進するため、民間建築物所有者に対する補助や融資等による支援に積極的に取り組むようお願いいたします。特に国の社会資本整備総合交付金による住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）の活用に向けて、引き続き、以下の項目に取り組んでください。

- ① 小規模建築物を含む民間建築物を対象とした補助事業として、アスベスト改修事業を整備すること。
- ② 民間建築物所有者にアスベスト改修事業を周知すること。

その際、アスベスト含有調査については平成 29 年度末、除去等については平成 32 年度末までに着手したものを対象としていることを踏まえて、早期の対応を促すこと。

なお、アスベスト対策の必要性の周知にあたっては、「『アスベスト対策に係る説明会』の実施に向けた講師養成講習の開催について（平成 29 年 7 月 21 日付け事務連絡）」により、不動産関連業界との連携のための講師養成講習を開催することとしているため、積極的に本講習会へ参加し、各特定行政庁において講習会等を開催することにより、民間建築物所有者への重点的な周知徹底を図るようお願いします。

（８）事故を未然に防ぐための事例の周知と活用について

事故を未然に防ぐためには、過去の事故事例から得られた知見を活用することが重要です。昨今、福岡県内の共同住宅や店舗において外装材が落下する事故や、大分県内や滋賀県内においてプール天井板が落下する事故等が発生したところですが、こうした事故を未然に防ぐため、社会資本整備審議会事故・災害対策部会において報告された事故事例から得られた知見を活用することで適切な配慮がなされるよう、建築物等の設計者や所有者等に対し、広く周知をお願い致します。

なお、別途事務連絡により、事故事例を送付しますので、参考としてください。

（９）工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成 22 年 10 月 20 日付け国住指第 2669 号）」により、周知徹底を図っているところですが、本年 6 月にも、東京都渋谷区の工事現場で構台撤去を行うための鉄骨材の切断中に支柱が転倒する事故が発生したことや、それ以外にも解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えかねない事故が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による届出の機会等をとらえ、同法第 90 条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成 15 年 7 月 3 日付け国総建第 103 号、国住防第 3 号）」等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、別添 1 のこれまでに周知した「建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進について（平成 23 年 8 月 24 日付け国住防第 4 号）」等における危害防止策等の例について工事の施工者等に広く周知す

る等、必要な対策を講じてください。

4. 建築物防災週間の実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙 1-1、1-2 及び 2 を平成 29 年 9 月 28 日（金）までに提出頂きますようお願いいたします。作業に当たっては以下の点にご留意ください。なお、ご提出いただいた実施結果並びに各地方公共団体における督促及び指導の状況は、取りまとめ次第、公表する予定です。

- ・別紙 1-1 については、特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめて頂き、別紙 1-2 及び 2 については、貴職において集計の上、提出頂きますようお願いいたします。
- ・2. (1)で実施していただく調査につきまして、未報告の建築物に対しては必ず電話連絡、文書による督促及び現地立入調査等を実施していただき、未是正の建築物に対しては、前回調査時以降、特段の指導等を実施していないものについては、必ず何らかの取り組みを行い、これらの取り組み内容等を別紙 1-1 に記載して報告いただきますよう併せてお願いいたします。

5. 担当

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 松原
電話 03-5253-8111（内線 39569）

工事現場における事故を踏まえた危害防止策の例

- 除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、
 - ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
 - ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
 - ・残っている壁は大割とせず、小割にて破碎すること。
- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするため、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずるとともに、防護ネット内にて荷下ろしができる計画を優先する等の措置を講ずること。
- アース・オーガー等の基礎工事用機械の転倒を防止するため、直近の天候も考慮して地盤の状況及び安全性の確認を徹底するとともに、適切な敷板、敷角等の敷設や地盤改良等の措置を講ずること。
- 解体工事において敷地外への外壁等の倒壊を防止するため、解体工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 落下物に対する防護ネットの固定具が落下又は飛散しないよう適切に設置すること。
- 除却工事におけるパラペット等の倒壊を防止するため、あらかじめパラペット等の固定に適した複数の重機で押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずること。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。

特定行政庁別調査表

都道府県名: _____

特定行政庁名: _____

担当課名		担当者名	
連絡先電話番号		メールアドレス	

1. 通知2. の防災週間での取り組みの実施状況

(1) 広告板の落下防止対策の調査及び是正指導の徹底(H28.9.6～H29.9.5)

	前回未報告件数 (A)	前回未報告の物件に 対する督促件数 (B)	その後の状況		督促率 (B) / (A)
			報告済み (C)	未報告のまま (D)	
	0				#DIV/0!
未報告物件への 対応	未報告に対する主な督促内容				
	未報告に対する督促率が100%でない理由				

	前回未対応件数 (A)	前回未対応の物件に 対する指導件数 (B)	その後の状況		対応率 (B) / (A)
			対応済み (C)	未対応のまま (D)	
	0				#DIV/0!
未対応物件への 対応	未対応に対する主な指導内容				
	未対応に対する指導率が100%でない理由				

※必ず督促、指導等を実施していただき、取り組み内容等の欄には、具体的な取り組み内容とその件数を記入ください。

(2) 防災査察の実施

	実施件数(件)	主な指導内容等
現地調査		
是正指導		

(3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

活用メディア	ポスター	パンフレット	広報紙	新聞	テレビ	ラジオ
下段に○をして下さい。	インターネット	その他()				

(4) 関係機関との連携・協調

連携・協調機関	消防	警察	環境	福祉	教育	その他 ()
下段に○をして下さい。						

2. 独自に設定した重点事項

事項名	実施内容等

※適宜、行を追加して下さい。

3. その他特記事項、要望・意見等

--

都道府県別総括表

都道府県名: _____

担当課名		担当者名	
連絡先電話番号		メールアドレス	

1. 通知2. の重点事項の実施状況

広告板の落下防止対策の調査及び是正指導の徹底(H28.9.6～H29.9.5)

	前回未報告件数 (A)	前回未報告の物件に 対する督促件数 (B)	その後の状況		督促率 (B)／(A)
			報告済み (C)	未報告のまま (D)	
	0				#DIV/0!
未報告物件への 対応	未報告に対する主な督促内容				
	未報告に対する督促率が100%でない理由				

	前回未対応件数 (A)	前回未対応の物件に 対する指導件数 (B)	その後の状況		対応率 (B)／(A)
			対応済み (C)	未対応のまま (D)	
	0				#DIV/0!
未対応物件への 対応	未対応に対する主な指導内容				
	未対応に対する指導率が100%でない理由				

(2) 防災査察の実施

	実施件数(件)	実施行政庁数
現地調査		
是正指導		

(3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

メディアの活用を行っ た行政庁数	ポスター	パンフレット	広報紙	新聞	テレビ	ラジオ
	インターネット	その他()				

(4) 関係機関との連携・協調

連携・協調機関	消防	警察	環境	福祉	教育	その他 ()
実施行政庁数						

3. 独自に設定した重点事項

実施行政庁数

別紙2：既存建築物における広告板の落下防止対策に関する調査・指導状況総括表

黄色セルへそれぞれ入力ください

都道府県番号を入力すると都道府県名等が表示され、前回調査結果が自動的に反映されます。

都道府県番号	
都道府県名	#N/A
担当部署名	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

調査対象の建築物の数 ※注1	最初の報告 時点で落下 のおそれ ない建築物 の数 ※注2	最初の報告 時点で落下 のおそれ あるとされ た建築物の 数	最初の報告 時点で落下 のおそれ あるとされ た建築物の 数	落下防止対 策の指導中 の建築物の 数	落下防止対 策の指導予 定の建築物 の数	建築基準法 第10条に基 づく勧告件 数	建築基準法 第10条に基 づく命令件 数	建築基準法 第9条に基 づく命令件 数	未報告等の 建築物の数	前回調査時 点で未報告 等であった 建築物のう ち、今回督 促を行った 建築物の数 ※注3
前回調査[A]※注4	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
今回調査[B]※注5					0				0	
[B]－[A]※注6	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
増減の理由※注6										

※注1：前回調査で調査対象として計上し、今回精査の結果、要件を満たさないことが明らかになった建築物については、告示の基準に適合していない場合は正す必要があることに何ら変更はないことから、一旦計上した以上、削除せず引き続き本調査の対象としてフォローアップを続けること。ただし、除却された建築物については削除すること。

※注2：調査報告のあった建築物の数には、行政庁による査察や調査等によって把握している建築物の数を含む。

※注3：今回調査の欄には、H28.9.6～H29.9.5までの期間に前回調査時点で未報告等の建築物に対して督促を行った件数を記入すること。

※注4：平成28年度上期調査(調査対象期間：H27.9.6～H28.9.5)

※注5：平成29年度秋季調査(調査対象期間：H28.9.6～H29.9.5)

※注6：今回調査数が前回調査数と比べて増減があった場合、その主な理由を「増減の理由」欄へ記載すること。(例：当該建築物が除却されたため、精査により減少、報告が増加、対応済みによる 等)